

さめき水田営農だより

攻めの農業実践緊急対策事業の実施について

【募集期間】5月1日から6月10日まで

効率的機械利用体系構築事業

- ①5戸以上の農業者が参加し、基幹的農業従事者(担い手)を**明確化**します。
- ②機械利用体系の効率化などで、地域の平均的な生産コストより、**1割以上**コストを低いものとする「**生産効率化プラン**」を作成します。なお、プランに基づき効率化を図る作業は、**全て担い手が実施するもの**とします。

このプランに基づき、効率化を図る作業に必要な機械等のリース導入に対し助成します。

高収益品目等導入支援事業

- ①「生産効率化プラン」に基づき、担い手が生産効率化に向けた作業に取り組む一方で、担い手以外のプラン参加者の**6割以上**で高収益品目への**転換**をはかる「**高収益プラン**」を作成します。

このプランに基づき、高収益品目の導入に必要な機械等のリース導入及び資材費等に助成します。

直播機の導入で
生産の効率化
(リース経費助成)



集積面積対応のため
効率的農業機械を導入
(リース経費助成)



担い手以外の
労働力活用

高収益品目の導入
(リース経費助成)
(資材等助成)



【趣旨】

攻めの農業を实践する取組を後押しし、農業者等の所得の向上を図るため、水田フル活用等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、効率的流通加工体制づくりのための施設合理化、高収益作物への転換等を総合的に支援する事業です。攻めの農業実践緊急対策事業は、主に次に掲げる事業により構成されています。

(1) 効率的機械利用体系構築事業

事業内容	(1)担い手への農地の集積・集約化等に <u>必要な機械・機器のリース導入</u> (2)担い手への農地の集積・集約化等により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の廃棄及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修
対象作物	水稻、麦、大豆、飼料作物
対象者	農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、農業協同組合、農業サービス事業体、公社
申請書	効率的機械利用体系構築事業取組計画書(兼)取組参加者助成金申請書(生産効率化プラン)
生産効率化プラン作成時の留意事項	(1)担い手への <u>機械作業の集約</u> により、生産効率化を図る計画とします。 (2) <u>5戸</u> 以上の農業者で作成します。 (3)担い手を明確化します。 (4)農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定します。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、 <u>1割以上低いもの</u> とします。 (5)プランに基づき効率化等を図る作業については、 <u>全て担い手が実施する計画</u> とします。
助成対象経費(助成率)	(1)担い手への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化に必要な機械・機器の <u>リース導入に要する経費</u> 。(本体価格(税抜き)の1/2以内。1台50万円以上) (2)担い手への農地の集積・集約化等に伴う機械作業の集約化により、作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械・機器の <u>廃棄、及び当該機械等を担い手が再利用するための補改修</u> に要する経費。(取得価格が50万円以上のもの)。(廃棄一台当たり <u>2万円</u> 。補改修 <u>1/2以内</u> 。)

効率的機械利用体系構築事業の対象機械

項目	農業機械の種類	農業 特定 高性能 機械の 該当	留意事項	助成対象品目
土づくり・ほ場準備 関連機械	トラクター	※1	30ps以上の能力を有すること。	水稲、麦、大豆、飼料作物
	マニュアルスプレッダー			
	レーザー均平装置		土表面均平	
	ロータリー		耕耘、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。	
	深耕用の作業機		ディスクプラウ・リバースプラウ	
播種・移植 関連機械	乗用型田植機	※1		
	播種機		耕起、碎土、施肥等を同時に行う複合作業機を含む。	
	直播機		アタッチメント型を含む	
	鎮圧機		播種前の整地作業、播種後の発芽環境を整える又は、成長抑制に資するものに限る。	
中間管理作業用機械	肥料散布機		作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものを含む。	
	乗用型多目的作業機	※1	防除、除草、灌水、中耕・培土等。	
	無人ヘリコプター			
	あぜぬり機		アタッチメント型を含む	
	動力噴霧器	※1		
	中耕除草機		複合作業機を含む。	
収穫用機械	自脱型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上(3条以上)、グレンタンク付きの能力を有するものに限る。	
	藁収集機		結束機(ノッタ)・立体放出機・カウントドロップ等藁を能率的に収集する機械でコンバインのアタッチメント型に限る	
	フォレージハーベスター	※1		
	普通型コンバイン	※1	刃幅0.8m以上の能力を有するものに限る。	
	ビーンハーベスター	※1		
機械調製用	乾燥機		施設整備及び改修に該当するものは対象外(※2)とする。	
	選別機・脱粒機		施設整備及び改修に該当するものは対象外(※2)とする。	

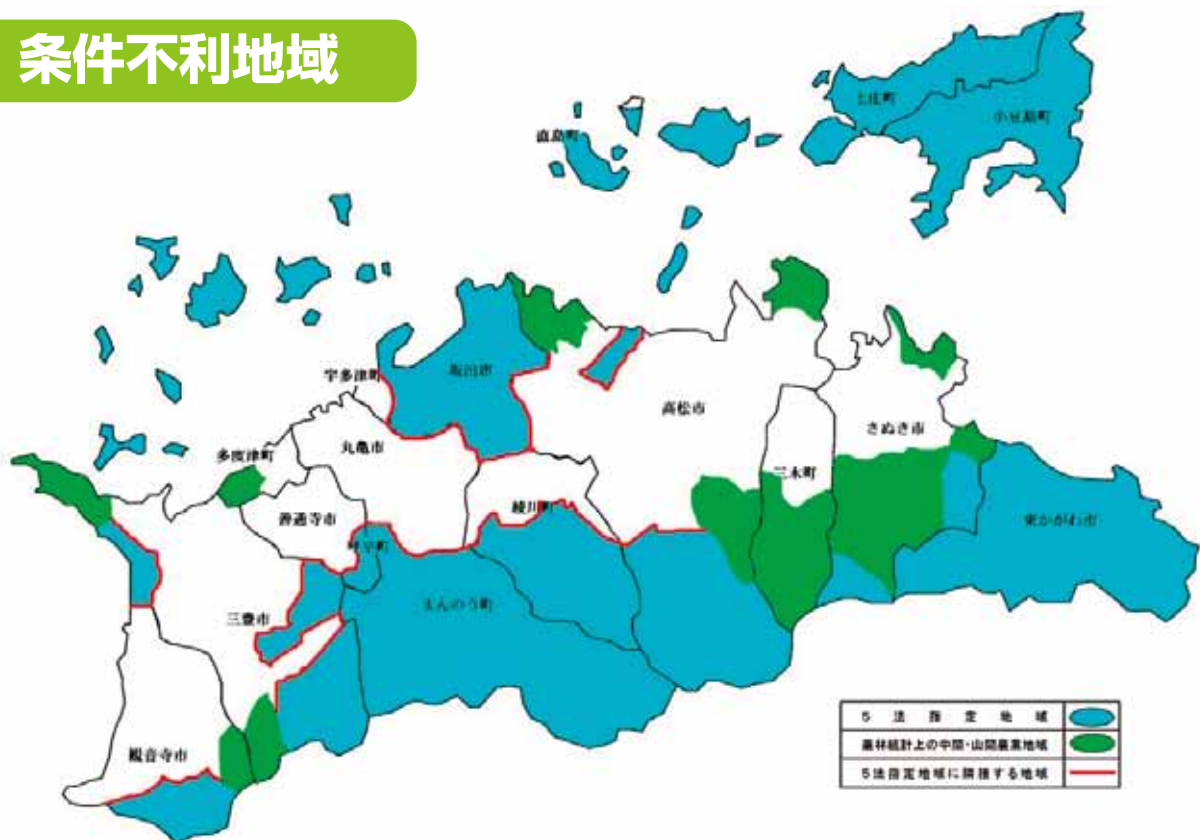
※1 「特定高性能機械の利用規模の下限面積」に該当する場合は「導入機械の利用計画」を作成すること。

※2 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものにより行う。

(2)高収益品目等導入支援事業

事業内容	(1)高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入 (2)高収益品目等の導入に必要な資材の購入
対象作物	野菜、果樹、花き、薬用作物、黒大豆、オリーブ、ソバ、茶、油料作物(ナタネ、ひまわり)
申請書	高収益品目等導入支援事業取組計画書(兼)取組参加者助成金申請書 (高収益プラン)
対象者	※対象者は、2ページと同じ。
高収益プラン作成の留意事項	(1)生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用し、高収益品目等の導入を行う計画とします。かつ、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組む計画とします。 (2)条件不利地域においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができますが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となるようにします。 (3)高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意します。
助成対象経費(助成率)	(1)高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械・機器のリース導入に要する経費。(本体価格(税抜き)の1/2以内。1台50万円以上。) (2)高収益品目等導入の際に必要な資材(本体価格の単価10万円未満の資材、パイプハウスのパイプ・フィルム)、永年性作物等の苗木等の購入に要する経費。(1/2以内)

条件不利地域



高収益品目等導入支援事業の対象資材・対象機械

項目	農業機械の種類	特定高性能農業機械	留意事項	助成対象品目
土づくり・ほ場準備 関連機械	トラクター	※1	30ps以上の能力を有すること。	野菜、果樹、花き、薬用作物、黒大豆、オリーブ、ソバ、茶、油料作物（ナタネ、ひまわり）
	耕運機			
	管理機			
	マニユアスプレッター			
	ロータリー		耕耘、畝立てを同時に行う複合作業機に限る。	
移植機	移植機			
	野菜用の乗用型全自動移植機	※1		
管理機	管理機		畝立て機・防除機	
	野菜用の乗用型多目的作業機	※1		
	ほ場内野菜残さ収集機	※1		
	ほ場内乗用型運搬作業車	※1		
	肥料散布機		作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものを含む。	
	栽培管理ビークル（乗用型多目的作業機）	※1	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中のいずれかの管理作業能力を有するものに限る。	
	動力噴霧器	※1		
中耕除草機		複合作業機を含む。		
環境制御装置	炭酸ガス発生装置			
	細霧冷房装置			
収穫用機械	ハーベスタ	※1		
	バインダー			
	茶の収穫機			
	キャベツ用の収穫機	※1		
	ごぼう用の収穫機	※1		
	だいこん用の収穫機	※1		
	ねぎ用の収穫機	※1		
	はくさい用の収穫機	※1		
	ポテトハーベスター	※1		
	いも類の収穫機	※1		
乾燥・調製用機械	乾燥機		※3	
	選別・選果機		※3	
	洗浄機			
	搾油機			
資材	被覆資材・フィルム類・防風ネット・防虫ネット		栽培方法変更のために必要となる、鋼材、ビニール等で複数年利用可能なものが対象。※2	
	パイプハウスのパイプ及びフィルム		10万円以上の場合、財産管理台帳を整備すること。施工費は対象外。※2	
苗木	永年作物の苗木		※2	

※1 「特定高性能機械の利用規模の下限面積」に該当する場合は「導入機械の利用計画」を作成すること。

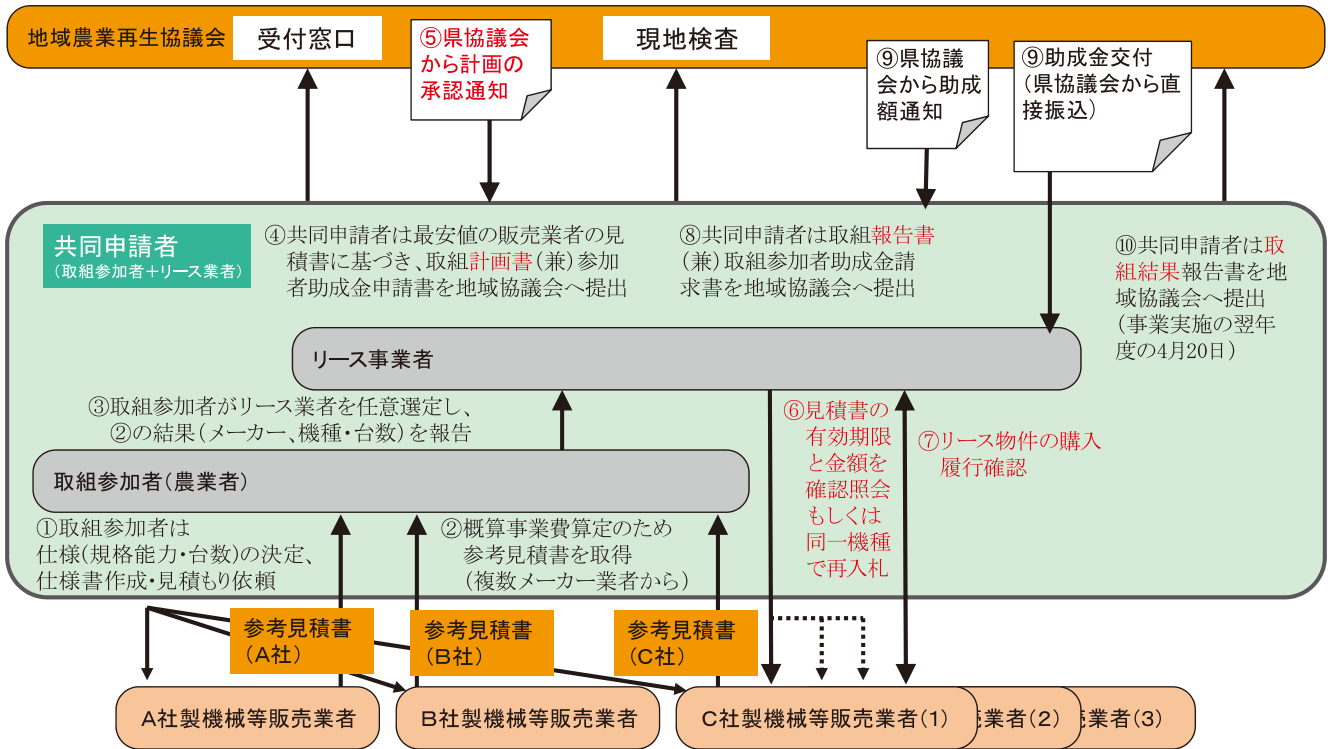
※2 資材・苗木は「資材等の利用計画」を作成すること。

※3 施設整備及び改修に該当するものは対象外とする。施設整備に該当するかの判断は「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の別表4に定める建設工事費及び製造請負工事費を要するものかにより行う。

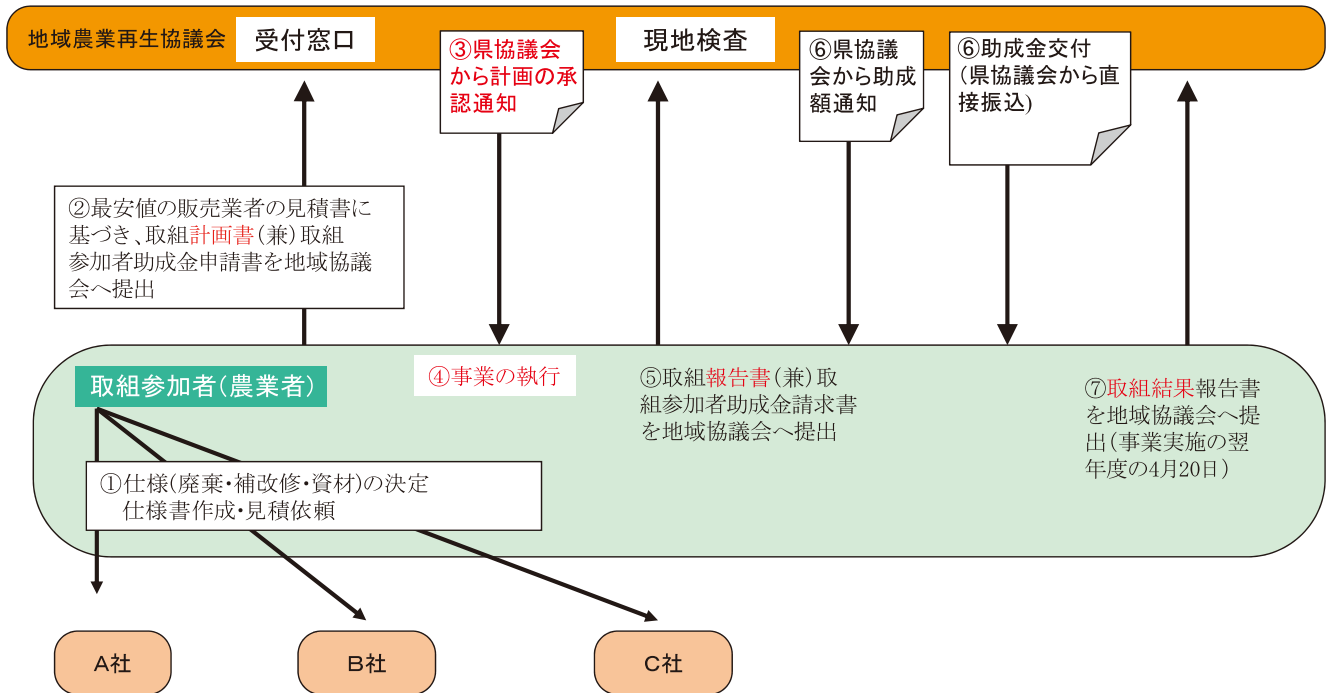
特定高性能農業機械の利用規模の下限面積

機種	能力・型式等		利用規模の下限面積
トラクター	30 PS以上 40PS未満		8.6ha以上(延べ面積)
	40 // 50 //		12.5 // (//)
	50 // 60 //		14.2 // (//)
	60 // 75 //		16.3 // (//)
	75 // 90 //		18.4 // (//)
	90PS以上		22.5 // (//)
動力噴霧機	薬液吐出量30ℓ/分以上55ℓ/分未満	有効散布幅 15m級未満	5.1ha以上(延べ面積)
	薬液吐出量55ℓ/分以上100ℓ/分未満	有効散布幅 15 m級以上	10.8 // (//)
	薬液吐出量100ℓ/分以上200ℓ/分未満	有効散布幅 15 m級以上	23.0 // (//)
	薬液吐出量200ℓ/分以上	有効散布幅 15 m級以上	25.0 // (//)
田植機	4~5条植え	乗用型	3.8ha以上
	6 //	乗用型	6.6 //
	8 //	乗用型	9.5 //
	9 // 以上	乗用型	10.9 //
水田用の乗用型多目的作業機	田植・防除・施肥兼用	植付条数6条以上	5.3ha以上
	薬液吐出量3ℓ/分以上	有効散布幅5m以上	
自脱型コンバイン	刃幅0.8m以上1.2m未満		3.0ha以上
	刃幅1.2m以上1.6m未満		5.6 //
	刃幅1.6m以上		12.6 //
普通型コンバイン	刃幅0.8m以上2.5m未満(水稻)		8.1 //
	刃幅0.8m以上2.5m未満(麦)		9.8 //
	刃幅0.8m以上2.5m未満(大豆)		10.0 //
	刃幅2.5m以上(水稻)		23.1 //
	刃幅2.5m以上(麦)		27.9 //
フォーレージハーベスター	刃幅1.0m以上1.2m未満	直装式又は半直装式	5.9ha以上
	刃幅1.2m以上1.5m未満	けん引式、直装式又は半直装式	6.9 //
	刃幅1.5m以上2.1m未満 乗用型	けん引式又は直装式	22.5 //
	刃幅2.1m以上 乗用型		106.0 //
ビーンハーベスター	刈幅条数1条		2.1以上
	刈幅条数2条		7.0 //
野菜用の乗用型全自動移植機	移植条数 2条	乗用型全自動式	4.8ha以上
野菜用の乗用型多目的作業機	中耕・培土・施肥・防除兼用 中耕・培土	条数3条以上	3.2ha以上
	薬液吐出量15ℓ/分以上	有効散布幅8m以上	
ほ場内野菜残さ収集機	けん引式 作業幅110cm級		3.5以上
野菜用のほ場内乗用型運搬作業車	積載量500kg以上		3.0以上
野菜用収穫機	キャベツ用の収穫機	自走式収穫条数1条	2.0ha以上
	ごぼう用の収穫機	//	7.3 //
	だいこん用の収穫機	//	6.2 //
	ねぎ用の収穫機	//	1.2 //
	はくさい用の収穫機	//	2.1 //
ポテトハーベスター	タンク容量1000kg未満	けん引式又は乗用型	7.2 ha以上
	タンク容量1000kg以上	けん引式又は乗用型	11.4 //
いも類の乗用型収穫機	かんしょ用	乗用 自走式 タンク容量600kg以上	7.9 ha以上
	ばれいしょ用	乗用 自走式 タンク容量600kg以上	5.1 //
	さといも用	乗用 自走式 タンク容量600kg以上	3.1 //

リース導入のフロー図(生産効率化プラン・高収益プラン)



リース以外のフロー図(廃棄・再利用・資材等) (生産効率化プラン・高収益プラン)



<ご注意>

申し込み者が多く基金予算上限枠に達した場合は、あらかじめ決められた優先順位の高い方から順に助成対象となりますので、ご希望にそえない場合には、ご了承ください。

申請書の提出は、住所地がある地域の農業再生協議会の窓口まで

【申請に必要な資料等】

- 取組計画書(兼)取組参加者助成金申請書(指定様式、指定添付様式)
- 複数の販売会社の見積書の写し(任意様式)
- 農業機械のカタログ(任意様式)
- 組織規約の写し・構成員名簿(組織の場合、任意様式)

【リース導入の場合】

- 導入機械の利用計画(特定高性能農業機械に該当の場合)
- リース導入の確認表(指定様式)
- リース契約書(案)の写し

※事業計画が承認され、機械導入後に「取組報告書(兼)取組参加者助成金申請書」の提出をします。検査が実施された後、助成金が交付されます。リース事業の場合はリース会社に直接交付されます。

※事業実施の翌年度の4月20日(目標年度で概ね目標に達しない場合は達するまで)に取組結果報告書の提出が必要です。

協議会名	所在地	電話
東かがわ市地域農業再生協議会	東かがわ市引田513-1 東かがわ市 経済課内	0879-33-2504
さぬき市地域農業再生協議会	さぬき市志度5385-8 さぬき市 農林水産課内	087-894-1116
高松市地域農業再生協議会	高松市番町1-8-15 高松市 農林水産課内	087-839-2422
三木町地域農業再生協議会	木田郡三木町大字氷上310 三木町 産業振興課内	087-891-3308
土庄町地域農業再生協議会	小豆郡土庄町甲559-2 土庄町 農林水産課内	0879-62-7007
小豆島町地域農業再生協議会	小豆郡小豆島町池田2100-4 小豆島町 農林水産課内	0879-75-1900
坂出・宇多津地域農業再生協議会	(坂出市の方) 坂出市室町二丁目3番5号 坂出市 産業課内	0877-44-5012
	(宇多津町の方) 綾歌郡宇多津町1881番地 宇多津町 地域整備課内	0877-49-8012
綾川町地域農業再生協議会	綾歌郡綾川町滝宮299 綾川町 経済課内	087-876-5282
丸亀市地域農業再生協議会	丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市 農林水産課内	0877-24-8845
善通寺市地域農業再生協議会	善通寺市文京町二丁目1番1号 善通寺市 農林課内	0877-63-6316
琴平町地域農業再生協議会	仲多度郡琴平町榎井817-10 琴平町 農政課内	0877-75-6709
多度津町地域農業再生協議会	仲多度郡多度津町栄町1丁目1-91 多度津町 産業課内	0877-33-1113
まんのう町地域農業再生協議会	仲多度郡まんのう町吉野下430 まんのう町 産業経済課内	0877-73-0105
三豊市地域農業再生協議会	三豊市高瀬町下勝間2373-1 三豊市 農業振興課内	0875-73-3040
観音寺市地域農業再生協議会	観音寺市大野原町大野原1260番地1 観音寺市 農林水産課内	0875-54-5701

事業の詳細内容や申請書様式は

「香川県農業再生協議会のホームページ」でダウンロードできます。

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>

●内容に関するお問い合わせ先は上記市町地域農業再生協議会又は下記まで

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

TEL:087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課

TEL:087-832-3418